

平成17年12月

株主各位

富山市桜町一丁目1番36号
立山黒部貫光株式会社
取締役社長 中村憲史

合併に伴う株券引換えのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。日頃より、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、立山開発鉄道株式会社と立山黒部貫光株式会社は平成17年10月1日をもちまして合併し、旧立山開発鉄道株式会社は法手続上解散となり、立山黒部貫光株式会社が存続会社となりました。

つきましては、ご所有の旧商号「立山開発鉄道株式会社」の株券を「立山黒部貫光株式会社」株券と引換えさせていただきたく存じますので、誠にお手数ではございますが、後記の「株券引換要領」により、引換え手続きをおとりくださいますようお願い申しあげます。また、合併比率が1対1でありますので、ご所有株数に変更はございません。

なお、当社定款の規定により、単元（100株）未満株券の発行は認められておりませんので、株券のお引換は、100株を単位として行わせていただきますが、単元未満株券をご所有の方は、後記の「Ⅱ. 単元未満株式のお取扱いについて」をご参照くださいますようお願い申しあげます。

敬具

I. 株券引換要領

1. 引換の対象となる株券

旧商号「立山開発鉄道株式会社」株券

2. 引換の取扱場所

〒930-8558

富山市桜町一丁目1番36号（地鉄ビル3階）

立山黒部貫光株式会社 総務課

（お問合せ電話番号 076-441-3331）

※営業時間 8:30~17:30 なお、土日、祝日、年末年始は業務を行っておりませんのでご了承願います。

3. 引換の促進期間

平成17年12月1日（木）から平成18年1月31日（火）まで

（上記期間経過後もお引換いたします。）

4. 引換の方法

(1) 郵送でご請求の場合

同封の「新商号株券引換請求書」に必要事項をご記入し、ご押印（お届出印）のうえ、株券とともに同封の返信用封筒（書留郵便）をご利用いただき、最寄りの郵便局窓口でお手続きのうえご送付願います。

※ 株券引換促進期間中、同封の返信用封筒をご利用した場合の郵便料金は受取人払いとなっておりますので、切手をお貼りいただく必要はございません。

(2) 直接ご請求の場合

同封の「新商号株券引換請求書」に必要事項をご記入し、ご押印（お届出印）のうえ、株券とともに、前記取扱場所へご提出ください。なお、新商号株券の交付には下記のとおり日数を要しますことをご了承願います。

5. 新商号株券の交付

- (1) 新商号株券は、お届出住所へ郵送いたします。ご来店される場合は、請求時にお申し出願います。なお、新商号株券の交付には、旧商号株券をご提出いただいた後、2週間程度を要しますので、あらかじめご了承願います。
- (2) 新商号株券は、100株券・1000株券・10000株券を用意しています。なお、定款の規定により単元未満株券（100株未満）の発行はいたしません。
- (3) 新商号株券は、最少枚数にて発行いたします。券種にご希望のある場合は、I. 2. の取扱場所までお問い合わせ願います。

II. 単元未満株式（1株～99株）のお取扱いについて

先の株主総会の決議に基づく、平成17年10月1日付の当社定款の規定により、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。これにより、同日以降は100株に満たない株式を単元未満株式として取扱うこととなりました。

1. 単元未満株券をご所有の場合

単元未満株券（100株未満券）を一旦ご提出になりますと、その合計株数が100株以上にならない限り、すべて登録不発行株式（株券は発行されず株主名簿に登録）となり、以後、株券は発行されませんことをあらかじめご了承ください。登録不発行株式には、手続き完了後に登録通知を送付いたします。

なお、登録不発行株式となりましても、単元未満株式としての権利に変更はございませんが、株券が発行されないため、相続等の場合を除き、譲渡による名義書換には応じかねることとなりますので、ご留意願います。

単元未満株式所有の株主様には下記の買取り、買増しの制度がありますので、ご希望の方はご利用下さい。

2. 単元未満株式の買取請求

単元未満株式は、当社に対して買取り（ご売却）を請求することができます。例えば150株をご所有の場合、当社に対し、50株を売却することができます。

3. 単元未満株式の買増請求

単元株式（100株）に不足する株式を、当社に対し買増し（売渡し）請求することができます。例えば70株をご所有の場合、30株を買増しされて、合計100株（1単元）とすることができます。

※ 単元未満株式の買取り、買増しに関するお手続きにつきましては、前記Ⅰ. 2. の引換の取扱場所へお問い合わせください。

III. その他

- (1) 名義書換がお済みでない他人名義の株券をご所有の場合は、所定の「名義書換請求書」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、株券を添えてご提出ください。
- (2) 新商号株券の交付には約2週間程度の日数を要し、この間の譲渡はできないことになりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 「株券引換促進期間」経過後も引き続き株券引換はできますが、株券引換にかかる郵送料は株主様ご負担となりますので、ご了承願います。
- (4) 引換手続きをされた後のお取消しはできませんのでご留意ください。
- (5) 株券紛失等により、株券がお手許にない場合やその他ご不明な点がありましたら、前記Ⅰ. 2. の株券の引換取扱場所にお問い合わせください。

以上